

福岡県公報

令和 2 年 8 月 14 日
第 127 号

目 次

告 示 (653号 - 656号)

- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 1
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 1
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 2
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 2

公 告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 3
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 3
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 4
- 基本測量の実施 (県土整備総務課) …………… 4
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 4
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 4
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 5
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 5
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 5
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 5
- 農業経営基盤強化促進法に基づく事業規程の一部改正に係る承認 (水田農業振興課) …………… 6

再 掲

○災害に伴う県税の期限の延長 (税 務 課) …………… 6

告 示

福岡県告示第653号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 2 年 8 月 14 日

福岡県知事 小 川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
田川郡添田町大字中元寺宇徳重2171の7、字長迫2172の1、2172の2、字小瀬子藪首2230の6
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇徳重2171の7・字長迫2172の1・2172の2・字小瀬子藪首2230の6（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

福岡県告示第654号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年8月14日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉郡東峰村大字福井字松ヶ平1069から1071まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字松ヶ平1069・1070（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第655号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年8月14日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市堤字穂口1の1、2の1、字長葉3の1、4の1、字当正寺1347の1

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第656号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年8月14日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

豊前市大字川内3753の1

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年8月14日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字辻畑2139番6及び2139番7
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡久山町大字久原字証拠2263番地1
社会福祉法人 正樹福社会
理事長 松本 泰

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年8月14日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡篠栗町中央五丁目4459番1から4459番3まで及び4460番1から4460番9まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡篠栗町大字尾仲585番地の1
有限会社ウエル総合企画
代表取締役 井上 泰寿

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年8月14日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 届出年月日
令和2年7月7日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 (仮称) S V H福岡東店
(2) 所在地 糟屋郡志免町別府北二丁目7番1 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区麹町五丁目1番地1

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年8月14日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 届出年月日
令和2年7月3日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 イオンモール大牟田
- (2) 所在地 大牟田市岬町3番4
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオンモール株式会社 代表取締役 吉田 昭夫 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	イオンモール株式会社 代表取締役 岩村 康次 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年8月14日

福岡県知事 小川 洋

久留米小郡都市計画地区計画の変更（令和2年7月28日小郡市告示第159号）

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年8月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
基本測量（空中写真撮影）

当該区域の空中写真撮影及び現地画像基準点測量を実施し、空中写真から簡易オルソ画像を作成する。

- 2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
福岡市、直方市、飯塚市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、古賀市、福津市、宮若市、嘉麻市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町	令和2年9月18日から 令和3年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年8月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀郡遠賀町	令和2年7月20日から 令和2年8月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局荇田港湾事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年8月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
京都郡苅田町鳥越町地先	令和2年7月1日から 令和2年12月15日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年8月14日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区高野四丁目ほか	令和2年7月20日から 令和2年11月13日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年8月14日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

3級基準点測量（2点）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉北区	令和2年8月3日から 令和3年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年8月14日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区	令和2年8月3日から 令和3年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、苅田町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年8月14日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

航空写真撮影（写真地図作成）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
京都郡苅田町	令和2年7月7日から 令和3年3月31日まで

告 告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、事業規程の変更を承認したので、同条第2項において準用する法第8条第4項の規定により次のように公告する。

令和2年8月14日

福岡県知事 小 川 洋

事業を行う者の名称	当初承認年月日	変更承認年月日	事業の種類
公益財団法人 福岡県農業振興推進機構	平成26年6月25日	令和2年8月4日	法第7条各号に掲げる事業

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書きの規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第643号の2

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、県税（証紙徴収の方法による納付、条例第56条の規定による自動車税（環境性能割）の申告納付及び条例第57条の10の規定による自動車税（種別割）の徴収に係るものを除く。）に関する法令に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「納期限等」という。）のうち、次の表に掲げる地域に住所又は居所の所在地（法人等にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地）がある者に係るもので、納期限等が令和2年7月4日以降に到来するものについては、その納期限等を別に告示で定める期日まで延長する。

令和2年8月5日

福岡県知事 小 川 洋

県 名	指 定 地 域
-----	---------

熊 本 県

人吉市
球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村
八代市坂本町
葦北郡芦北町